

平成29年度 随意契約の公表(総務部)

※契約内容の詳細につきましては、各担当課にお問い合わせ下さい。

平成29年10月1日から平成30年3月31日までの随意契約

【総務部】

担当課	契約名称	契約締結日	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由
総務課	八尾市庁舎電話機設置等作業	平成29年11月15日	西日本電信電話株式会社 大阪支店	大阪府大阪市都島区東野田町4丁目15番82号	712,800	電話機設備の構築業者であり、通信設備全般の機能維持を行い、本市の電話通信設備の構造やポイントを熟知していることから、最も適切かつ迅速に業務を履行できるため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
総務課	八尾市庁舎非常用自家発電設備点検整備業務	平成29年12月15日	ヤンマーエネルギーシステム株式会社 大阪支社	兵庫県尼崎市潮江1丁目3番30号	972,000	当該設備は同社が製作した設備であり、対象設備について熟知しており、非常時に確実に作動すべき当該設備の点検整備業務を最も効率的で、適切・確実に履行できるため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
総務課	八尾市制施行70周年・中核市移行記念式典(記念品)	平成30年2月7日	株式会社 郵便局物販サービス	東京都江東区東陽4丁目1番13号 東陽セントラルビル	1,302,200	記念品である郵便切手の作成、発行は郵便法の規定により、日本郵便株式会社により認められており、同グループ会社でなければ発行できないため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
総務課	八尾市庁舎防煙垂れ壁等補修業務	平成30年2月28日	東洋シャッター株式会社 関西メンテサービス支店 大阪メンテサービスセンター	大阪府大阪市淀川区田川北3丁目2番4号	540,000	当該装置は同社が製作した装置であり、同社でないと補修ができないため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
総務課	八尾市庁舎本館正面自動ドア装置取替修繕	平成30年3月1日	ナブコドア株式会社 東大阪営業所	大阪府東大阪市御厨南三丁目6番7号	864,000	当該装置は同社が製作した装置であり、同社でないと補修ができないため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
総務課	八尾市庁舎地下駐車場エリア案内サイン補修	平成30年3月14日	株式会社 近創	大阪市阿倍野区阿倍野筋一丁目5番1号あべのルシアス7階	2,700,000	サインのフォント、色調等について、庁舎全体の意匠との統一を図る必要があり、また、短期間での製作・施工を要することからも、当初のサイン設置業者が最も適切かつ迅速に業務履行できるため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)

担当課	契約名称	契約締結日	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由
総務課	八尾市庁舎レイアウト変更に伴うパーティション等補修	平成30年3月28日	コクヨマーケティング株式会社 関西支社	大阪市北区大深町3番1号グランフロント大阪ナレッジキャピタルタワーC12階	1,968,796	パーティション等の幅、高さ、色調等について、庁舎全体の意匠との統一を図る必要があり、また、短期間での製作・施工を要することからも、当初のパーティション等設置業者が最も適切かつ迅速に業務履行できるため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
総務課	八尾市庁舎レイアウト変更に伴うサイン補修	平成30年3月30日	株式会社 近創	大阪市阿倍野区阿倍野筋一丁目5番1号あべのルシアス7階	810,000	サインのフォント、色調等について、庁舎全体の意匠との統一を図る必要があり、また、短期間での製作・施工を要することからも、当初のサイン設置業者が最も適切かつ迅速に業務履行できるため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)